

【後期高齢者医療】

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在お持ちの減額認定証の有効期限は**令和3年7月31日**です。

○限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

所得区分が住民税非課税世帯の低所得者Ⅱ・Ⅰの人が医療機関などで受診される際には、申請により交付される後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を医療機関などに提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなり、入院時には1食あたりの食事代も減額されます。

現在、減額認定証をお持ちで、8月以降も所得区分が低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する場合は、新しい減額認定証を保険証に同封し、7月下旬に送付いたしますので、申請の手続きは必要ありません。

ただし、次に該当する人はご注意ください。

①世帯内に所得の未申告者がいる人

世帯内に所得の未申告者がいる場合は、新しい減額認定証は送付されません。所得がない場合でも「なし」の申告が必要ですので、鏡野町役場住民税務課で申告を行ってください。

所得申告により所得区分が低所得者Ⅱ・Ⅰとなった場合は、交付申請により減額認定証を交付できます。

②長期入院をされた人

令和2年8月1日以降、所得区分が低所得Ⅱの認定期間内に、入院が通算90日を超える人は、鏡野町役場保健福祉課で申請してください（岡山県の後期高齢者医療保険加入前の医療保険において区分Ⅱ・区分オの認定を受けていた間の入院期間も含む）。要件を満たしている場合、1食あたり160円となる減額認定証を交付します。ただし、令和2年8月1日から令和3年4月30日までの間で入院が90日を超える人は、申請の手続きは必要ありません。

また、更新をしない場合でも交付申請は随時受付しています。

【窓口での自己負担限度額】

所得区分		自己負担限度額(月額)		食事代(1食あたり)	
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人 (低所得者Ⅰ以外の人)	8,000円	24,600円	90日までの入院 91日目以降の入院	210円 160円
低所得者Ⅰ	・世帯の全員が住民税非課税で、 世帯全員の所得（年金の所得控除額は80万円として計算）が0円となる人 ・世帯の全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金を受給している人	8,000円	15,000円	100円	

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
被保険者	住所
氏名	
生年月日	
発効期日	
適用区分	
長期入院 該当年月日	保険者印
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	岡山県後期高齢者医療広域連合

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 後期高齢者医療係 担当：中江 電話(0868)54-2986
岡山県後期高齢者医療広域連合 電話(086)245-0090